

市民生活・環境関係

件 名	歩道他雑草について
内 容	白井市富士にある南園第十二公園の隣、公園向かい側の歩道(ゴルフ練習場側)の家の樹木が道路にはみ出て歩けない。危ない。 また逆側の歩道(ゴルフ練習場側)の空き地から雑草と電柱周りの芝生発生で歩けない。私有地手足せないなら最低歩道の雑草処理してください。 オージーコートだかに通じる歩道、相変わらず車両である自転車が猛スピードで走行。対策強化するか車両通行出来ないよう自治会に金出させるか税金使って下さい。
回 答	お問合わせの民家の草木及び空き地の草につきましては、現地を確認の上、道路へ越境していることを確認いたしましたので、当方より土地所有者へ草木の剪定を依頼いたします。 また、歩道上に繁茂している芝生については、随時除草作業を実施してまいります。 お気づきの点がありましたら、御連絡くださるようお願いいたします。 なお、自転車の歩道通行については、道路交通法により走行方法等が定められておりますので、危険運転等の指導取締りは警察の管轄となります。 (関係課：道路課、市民活動支援課)

件 名	ごみ収集場所について
内 容	ゴミ置き場清掃当番のため掃除をしたが、かけてある網と置いているほうきが劣化しボロボロなため交換してもらいたい。 きれいなまちづくり班、と名乗りお仕事をされているなら網の交換までして頂きたい。 自治会がない地域なので、このような対応では1人では困難な網の交換を、家族で地域のためにボランティアせざるを得ません。それをするのは良いことですが、ゴミ袋も有料ですし、白井市職員の仕事内容に含めてもらいたいです。
回 答	市では、集積所の散乱防止用ネット及びビン・カン・ペットボトルの収集袋を保管する容器などの消耗品の提供を行っており、清掃や散乱防止用ネットの交換などの集積所の管理については、集積所を使用している自治会や使用者の方々をお願いしているところです。 今回御要望のあった散乱防止用ネットの取り付けについてですが、市内には1,000か所以上集積所が存在しており、担当職員のみですべての集積所の管理を行うことは難しいため、従前どおり集積所を使用している皆様に協力して行っていただけだと思います。 御要望に沿えず申し訳ありませんが、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。 (関係課：環境課)